

平成二十七年九月二日提出
質問第四〇〇号

ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

400

ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八三号）並びに「政府答弁書一」（内閣衆質一八九第三六六号、三四六号、三二四号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第三〇〇号、二八一号、二六九号）及び「政府答弁書三」（内閣衆質一八九第二四七号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書及び過去の質問主意書で、答弁書を起案した者の官職氏名、また欧州局の誰が起案したか明らかにするよう政府に問うてきたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八三号）、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」において、一貫して避けた答弁をなしているだけである。当方は、政府が無責任で、不誠実な答弁しかねないので、再三にわたり、起案した者の官職氏名を問うているのであり、また国民から選ばれた国会議員が、公の職に在るものの氏名等を聞くのは当然であり、それに対し政府は真摯に答える必要があると考える。答弁書を起案した者の官職氏名、また欧州局の誰が起案したか明らかにされたい。

二 前回質問主意書及び過去の質問主意書で、平成四年にビザなし交流がスタートしてから現在にいたるまでに、地域交流会で北方領土問題についてどういう意見交換があったか答えるよう求めてきたが、政府は

避けた答弁をなすだけである。「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三八三号）においても、「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号）二についてでお答えしたとおりである。」としているが、当該行事で出された意見の逐一についてお答えすることは差し控えたい理由を述べられたい。理由がないのであれば、平成四年にビザなし交流がスタートしてから現在にいたるまでに、地域交流会で北方領土問題についてどういう意見交換があったか答えられたい。

右質問する。